

# 令和4年度 「はじめよう！ながら防犯」補助金 申請の手引き



散歩しながら 



買い物しながら 



ジョギングしながら 

**ながら防犯**とは、ジョギングや散歩など、日常生活の中に防犯の視点を取り入れて、周囲への目配り、子どもたちの見守りなどを行う活動です。「防犯」「パトロール」といった表現を入れたグッズをまわりに見えるように身につけることで、地域の防犯への意識や犯罪抑止効果が高まります。

福岡県では、**ながら防犯**を開始するグループや団体等が、お揃いのグッズを購入するための費用を補助します。補助金を活用して、地域のために**ながら防犯**をはじめませんか？

※募集期間 令和4年9月2日（金）～令和5年2月24日（金）  
（交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を終了します）

## 【申請・問合せ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課地域防犯推進係  
TEL：092-643-3124 FAX：092-643-3169  
MAIL：[anzen@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:anzen@pref.fukuoka.lg.jp) URL：<https://anzen-fukuoka.jp/start-nagara/>



## 1 事業趣旨

地域の安全・安心なまちづくりには、防犯ボランティア団体の方々による地域防犯活動が大きな役割を果たしています。しかし、防犯ボランティア団体や構成員の数は、高齢化や後継者不在等の理由により近年減少しています。このまま地域から「見守りの目」がなくなっていくと、犯罪発生危険性が高まります。

そこで、福岡県では減少した「見守りの目」を補う、ながら防犯活動を推奨しています。

## 2 補助金概要

事業名	「はじめよう！ながら防犯」補助金
補助額	1団体につき <b>上限3万円</b>  (例) 補助対象となる経費の合計 8,000 円の場合 ⇒ 補助額 8,000 円 補助対象となる経費の合計 50,000 円の場合 ⇒ 補助額 30,000 円 ※ 補助金は精算払い(後払い)が基本となります
補助対象団体	みんなで防犯応援隊(団体) <span style="float: right;">詳しくはP2へ</span>
補助対象経費	ながら防犯活動を新たに開始するために必要な資器材の購入に係る経費  ※ 購入する資器材には必ず「防犯」「見守り活動中」「パトロール実施中」等の犯罪抑止につながる表現を入れること。  <span style="float: right;">詳しくはP3へ</span>
募集期間	令和4年9月2日(金)～ <b>令和5年2月24日(金)</b> ※交付決定額が予算上限に達した時点で募集を終了します
申請から支払までの流れ	<pre>graph LR; A[申請者] --&gt; B[申請書の提出]; B --&gt; C[審査 交付決定]; C --&gt; D[申請者]; D --&gt; E[事業着手 購入]; E --&gt; F[申請者]; F --&gt; G[実績報告の提出]; G --&gt; H[審査 額の確定]; H --&gt; I[申請者]; I --&gt; J[請求書の送付]; J --&gt; K[補助金の支払];</pre>

### 3 補助対象団体

「みんなで防犯応援隊」として登録している団体及び登録予定の団体。

※団体とは・・・趣味のサークル、シニアクラブ、PTA など(複数人で活動実態があるもの)

※過去に「福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金」の交付を受けている団体は対象外

◎みんなで防犯応援隊とは・・・

ながら防犯活動に取り組む企業・団体の登録制度です。

未登録の団体は下記サイトから登録申請をお願いします。

<https://anzen-fukuoka.jp/bouhanouentai/>



#### 対象となる団体の例



バレーチーム



かるたクラブ



合唱団

県民が自主的に組織する団体で、「はじめよう！ながら防犯」補助金交付要綱第4条の条件を満たす団体であれば、交付申請を行うことができます。

第4条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 継続してながら防犯活動を行うことができる団体
- (2) みんなで防犯応援隊運動推進要綱（令和4年3月10日3生安第4385号）に基づき、みんなで防犯応援隊に登録している団体及び登録予定の団体（営利を目的とする団体は除く。）
- (3) 過去に、当補助金又は福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていない団体
- (4) 代表者（法人格を有する場合は法人の役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない団体
- (5) 代表者（法人格を有する場合は法人の役員）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない団体

#### 対象外となる団体の例

- 営利を目的とする団体、企業
- 既に当補助金や「安全・安心まちづくり団体事業補助金」の交付実績がある団体

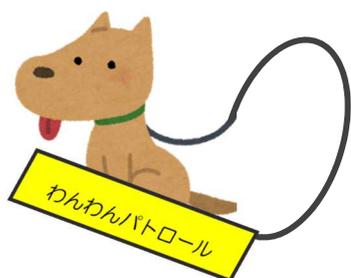
## 4 補助対象経費

ながら防犯活動を新たに開始するために必要な資器材の購入に係る経費。

- ※ 購入する資器材には必ず「防犯」「見守り活動中」「パトロール実施中」等の犯罪抑止につながる表現を入れること。
- ※ 内容によっては補助対象経費として認められないことがあります。

### 補助対象となる物品の例

- 犬の散歩時のパトロール(わんわんパトロール)に使用するリード章
- エコバッグ、缶バッジ
- ジャンパー、ベスト、Tシャツ
- 腕章、タスキ
- マグネットステッカー など



わんわんパトロール用リード



ステッカー、缶バッジ



エコバッグ



Tシャツ・ジャンパー



タスキ、腕章

### 補助対象とならない物品の例

- 犯罪抑止につながる表現が入っていない、又は小さくて読めない
  - ながら防犯としての使用が想定されない物品(電子機器など)
  - 補助金の趣旨に適さないと認められるもの
- ※ 補助対象となるか不明の場合は、生活安全課まで御相談ください。

## 5 申請方法

以下いずれかの方法で申請してください。

### (1) 郵送または持ち込み

- ① 下記サイトから申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記載してください。

◆福岡県の安全・安心まちづくり HP

「はじめよう！ながら防犯」補助金ページ

<https://anzen-fukuoka.jp/start-nagara/>



- ② 郵送または持ち込みにて生活安全課まで提出してください。

宛先は本手引きの表紙下部に記載しています。

### (2) 電子申請

- ① 「ふくおか電子申請サービス」から「福岡県」を選択し、キーワード検索で“「はじめよう！ながら防犯」補助金”と入力してください。

◆ふくおか電子申請サービス

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>



- ② 「『はじめよう！ながら防犯』補助金の交付申請」を選択し、案内に従って申請を行ってください。

※ 当補助金の電子申請は、事前に電子証明書の取得が必要です。

(紙での申請における押印に相当する行為を電子的に行う技術で、間違いなく本人から送信されたものであることを確認するため、成りすましやデータの改ざんを防ぐために使用します。)

### 提出書類チェックリスト

1	令和4年度「はじめよう！ながら防犯」補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	「はじめよう！ながら防犯」事業計画書(様式第1号の2)	<input type="checkbox"/>
3	団体の活動実態がわかる資料(会報、チラシ、練習日誌等) ※1	<input type="checkbox"/>
4	経費の内訳に関する書類(見積書等)	<input type="checkbox"/>
5	購入物品のデザイン等がわかる資料 ※2	<input type="checkbox"/>
6	債権者登録申請書	<input type="checkbox"/>
7	通帳の写し	<input type="checkbox"/>
8	振込先口座に関する申出書 ※3	<input type="checkbox"/>

※1 団体についてわかるホームページ等がない場合に提出してください  
※2 該当する資料があれば提出してください  
※3 振込先口座の名義が申請団体や代表者と異なる場合は任意様式で作成してください

次ページ以降の記載例を参考に提出書類を作成してください。

**様式記載例**  
(様式第1号「はじめよう！ながら防犯」補助金交付申請書)

様式第1号

申請日を記載します。

令和4年 00月 00日

福岡県知事 殿

代表者氏名のフリガナを記載します。  
団体名のフリガナではありません。

○署名の場合、押印は不要です。  
※以下、記名押印の場合  
○法人格を有する団体は、登記された法人の印を押してください。  
○それ以外の団体は、代表者の私印で差し支えありません。

申請者住所 **00市00区001丁目1-1**  
電話番号 **xxx-xxx-xxxx**  
団体名 **00000クラブ**  
(フリガナ) **フクオカ タロウ**  
代表者氏名 **福岡 太郎**  
生年月日 **平成00年00月00日**



※記名押印に代えて署名することができます。  
※電子申請では、電子署名による認証を行うため押印不要。

令和4年度「はじめよう！ながら防犯」補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容  
「はじめよう！ながら防犯」事業計画書（様式第1号の2）のとおり

2 補助事業の完了予定期日  
**令和5年 3月 31日**

3 交付申請額  
金 **30,000** 円

○購入した資器材を使用して「ながら防犯」を実施する予定期日を記載してください。  
○令和4年度の補助事業実施期間は令和5年3月31日までです。  
○申請書を提出いただいてから、交付決定通知書を送付するまで、審査を含め1ヶ月程度要する場合があります。交付決定までの期間を想定して完了予定日を設定してください。

事業計画書、見積書等の内容に合わせて交付申請額（補助金の額）を記載してください。  
購入物品の合計額が30,000円以上になる場合でも交付申請額は30,000円です。

電子申請の場合は、入力フォームに必要事項を入力することで以下の書類が自動作成されます。

- 様式第1号 「はじめよう！ながら防犯」補助金交付申請書
- 様式第1号の2 「はじめよう！ながら防犯」事業計画書

# 様式記載例

(様式第1号の2 「はじめよう！ながら防犯」事業計画書)

様式第1号の2

「はじめよう！ながら防犯」事業計画書

補助金交付申請書と同じ名称を記載してください。

**【団体情報】**

団体名	<b>〇〇〇〇クラブ</b>	
担当者連絡先	氏名 <b>安全 守郎</b> 郵便番号 <b>xxx-xxxx</b> 住所 <b>△△市△△1丁目△-△</b> TEL: <b>xxx-xxx-xxxx</b> FAX: <b>xxx-xxx-xxxx</b> 携帯: <b>xxx-xxxx-xxxx</b> E-MAIL: <b>abcdefgh@***.ne.jp</b>	県からの通知等は、この欄に記載された連絡先に対して行います。できるだけ携帯番号やメールアドレスを記載してください。
発足年月日	<b>令和4年4月1日</b>	
ホームページ等※	<b>https://*****.jp</b>	
構成員数 (会員数)	<b>20人</b>	
主な活動場所	<b>〇〇市〇〇公民館</b>	
目的・活動内容	<b>〇〇を趣味とする有志メンバーで結成。</b> <b>週1回、公民館に集まり〇〇を実施している。</b> <b>年1回開催されている、〇〇市民大会に毎年出場。</b>	

ホームページ等がある場合は必ず URL を記載してください。ない場合は団体や活動実態についてわかる資料を添付してください。

※ホームページ等がない場合は、会報、チラシ、練習日誌等、活動実態がわかる資料を添付してください。

**【事業計画】**

購入物品	<b>名入りエコバッグ、名入り缶バッチ</b>	数量： <b>各20個</b>
犯罪抑止につながる表現※	<b>エコバッグ：見守り実施中</b> <b>缶バッチ：防犯</b>	購入物品とそれを用いた「ながら防犯」について記載してください。犯罪抑止につながる表現がないものは対象になりません。
ながら防犯の内容 (手段、頻度、時間帯など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>メンバー全員にエコバッグと缶バッチを配布</b></li> <li>・ <b>各自のカバン等に缶バッチを付けて日常生活の中で実施</b></li> <li>・ <b>エコバッグは買い物時やクラブの活動時に使用</b></li> <li>・ <b>週1回の活動の際は、公民館への行き帰りに缶バッチを着用</b></li> </ul>	
活動体制	<b>メンバー全員(20名)</b>	
期待できる効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>外出時に身に付けることで犯罪を抑止</b></li> <li>・ <b>メンバーや公民館に集まる地域住民の防犯意識の向上</b></li> </ul>	

※必ず「防犯」「見守り活動中」「パトロール実施中」等の犯罪抑止につながる表現を入れてください。

※経費の内訳に関する書類(見積書等)を添付してください。

見積書等の経費内訳がわかる書類を添付してください。

購入物品のデザイン等がわかる資料があれば添付してください。文字が小さく犯罪抑止効果が期待できない等の場合は補助対象経費として認められないことがあります。

# 様式記載例

(債権者登録申出書)

## 債権者登録申出書

(新規) 変更・取消

(変更・取消を行う債権者番号)

--	--	--	--	--	--	--	--

申 出 の 理 由	① 新規	①新規取引 ②法人化による新規 ③前金払用口座登録のための新規 ④その他 ( )
	2 変更	①名称変更 (旧名称 ) ②住所変更 ③支払方法や金融機関情報の変更 ④その他 ( )
	3 取消	①重複登録による取消 (重複している債権者登録番号 ) ②法人化による取消 ③債権者死亡による取消 ④その他 ( )

※変更・取消の場合は必ず記入すること

※工事関係の場合…該当するものに○  
(精算払用・前金払用・精算前金両用)

福岡県 殿	住所 <b>〇〇市〇〇区〇〇1丁目1-1</b>	令和 年 月 日
	申出者名 <b>〇〇〇〇クラブ 代表 福岡 太郎</b>	
下記のとおり申出します。		

※新規及び変更の場合は、1～5すべての項目を記入してください。3の電子メールアドレスについては、お持ちの方は記入してください。

※取消の場合は、1～3までの項目を記入してください。

1	(フリガナ)	<b>〇〇〇〇クラブ ダイヒョウ フクオカ タロウ</b> <b>〇〇〇〇クラブ 代表 福岡 太郎</b>
<small>名称……法人にあっては法人名のみを記入し、法人以外の団体・組合または屋号を有するものも表すものの肩書きと氏名を記入してください。</small>		
2	(フリガナ)	<b>〒x x x - x x x x フクオカケン 〇〇シ 〇〇ク</b> <b>福岡 都道府県 〇〇 市 〇〇</b>
	住所	<b>〇〇 1 丁目 1 - 1</b> <b>〇〇 1 丁目 1 - 1</b>
3	電話番号	<b>x x x - x x x - x x x x</b>
	電子メールアドレス	_____ @ _____

補助金交付申請書に記載した「団体名」「代表者氏名」「住所」等を記載してください。

4	支払方法	<input checked="" type="radio"/> 口座振替…………… (口座に自動入金) <input type="radio"/> 隔地払 (送金払) …… (振替口座がない場合に選択)
5	金融機関名	<b>福岡銀行</b> (銀行) <b>県庁内支店</b> <small>金融機関コード 0 1 7 7 支店コード 2 1 3</small>
	預金種別	1. 普通 (総合) 預金 2. 当座預金 ※ (注) 貯蓄預金は不可 <small>口座番号 1 2 3 4 5 6 7</small>
	口座名義人 (カタカナで記入)	<b>〇〇〇〇クラブ ダイヒョウ フクオカ タロウ</b>

\*金融機関情報に記入誤りがないよう十分に確認してください。  
誤りがあった場合は、再度申請書を提出していただくことになり、支払いが遅れる可能性があります。

申請団体名が口座名義人と異なるときは、「振込先口座に関する申出書」を作成して添付してください。

※支払い先として指定できる金融機関について

[口座振替の場合]

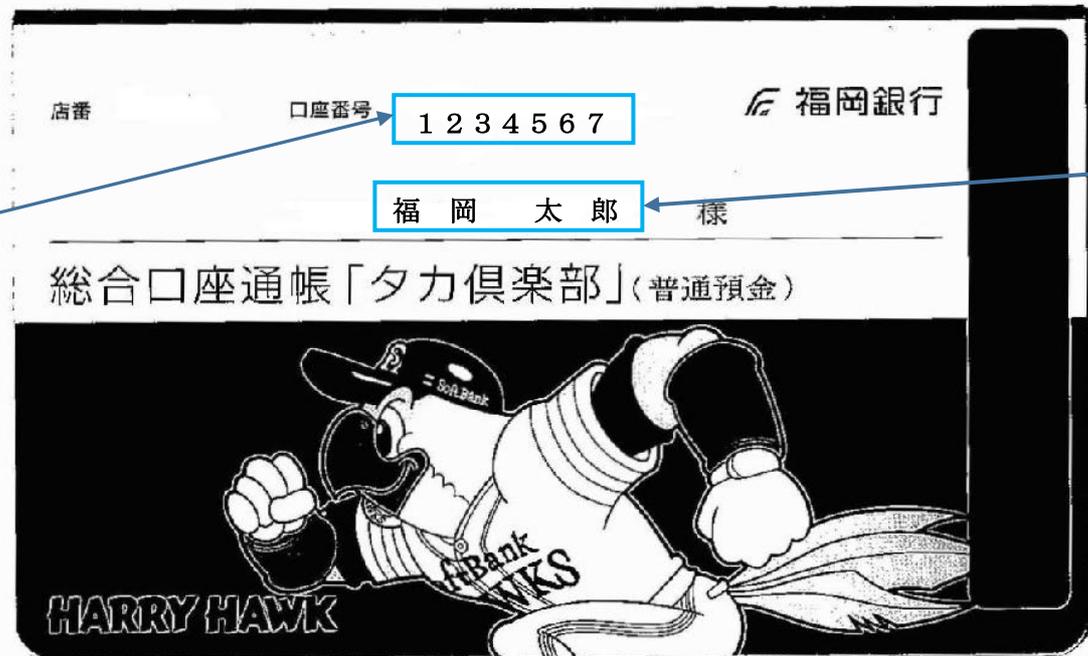
振替先の指定は県内、県外を問わずできますが、外国銀行の一部

[隔地払の場合] ……金融機関名のみ記入

県内送金の換金場所……福岡銀行・西日本銀行・福岡シティ銀行・福岡三井銀行・福岡大塚銀行・福岡信用農業協同組合連合会・福岡県内各農業協同組合の本所・支店のみ (ただし出張所、代理店等はできません)

県外送金の換金場所……口座振替に同じ (ただし、ゆうちょ銀行は直営店 (出張所を含む) のみ可能です。ゆうちょ銀行以外の金融機関の出張所・代理店等はできません。)

## 通帳の写しの取り方



① 口座名義人(漢字)

④ 口座番号

### 総合口座通帳 ご契約内容

CMF番号	お名前				
	タカ 太郎 様				
普通預金口座番号	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額	変更日( )	
1234567			千円	円	
スウィングサービスの ご指定内容	日付	振替日	振替基準額	振替単位	振替限度額
(ご変更欄)		日	千円	千円	千円

② 口座名義人(カタカナ)

③ 銀行及び支店名

印紙税申告納付につき福岡税務署承認済

発行日 18.07.07 株式会社 福岡銀行 県庁内支店

口座開設店番 213 口座開設店名

発行店番 213 TEL 092(641)7531

ふくぞんキャッシュカードダイヤル  
092-432-6162 (平日8:00~20:00)  
(キャッシュカードをお持ちのお客様は、窓口や入金券等の回線、住所変更が電話できます。)

### 【注意事項】

- 通帳の名義人は、申請団体又は申請団体の代表者である必要があります。
  - 漁業協同組合の口座は、使用できません。
  - 次の事項が表示された部分をコピーしてください。
    - ① 口座名義人(漢字) ② 口座名義人(カタカナ) ③ 銀行及び支店名
    - ④ 口座番号
- ※ 通帳によってコピーする部分が異なる場合がありますので注意してください。

## 作成例

(任意様式 振込先口座に関する申出書)

申請団体名と口座名義人が違うときは、このような書類を作成して添付してください。

### 振込先口座に関する申出書

福岡県知事 殿

〇〇〇〇〇クラブ  
代表 福岡 太郎 

本団体は〇〇地区自治協議会の有志メンバーで構成され、その会計は〇〇地区自治協議会の内部で処理されていますので、本団体への送金については下記の口座に振り込まれますようお願いいたします。

#### 記

- ・金融機関名 〇〇農業協同組合
- ・支店名 〇〇支所
- ・預金種別 普通
- ・口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
- ・口座名義人 〇〇地区自治協議会 会長 筑前 花子

## 6 注意事項

申請期間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請期限は令和5年2月24日(金)までですが、交付決定額が予算の上限に達した場合は、期限より前に募集を終了しますので御了承ください。</li> </ul>
みんなで防犯応援隊への登録について	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の対象となるのは、ながら防犯に取り組む団体として「みんなで防犯応援隊」に登録または登録予定の団体となります。</li> <li>登録がお済みでない場合は、補助金の交付申請の際に、登録申込を行っていただきますようお願いいたします。</li> </ul>
事業着手について	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の提出後、県が審査を行い、適正と認めたものについて「交付決定通知書」を送付します。</li> <li>事業の着手(資器材の購入)は必ず交付決定後に行ってください。交付決定より前に購入したものは補助金の対象になりません。</li> </ul>
実績報告について	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施(購入した資器材を使用した活動の実施)後1カ月以内に「『はじめよう！ながら防犯』補助金実績報告書」を提出してください。</li> <li>実績報告の際には購入物品やながら防犯の実践状況がわかる写真等が必要になります。</li> <li>期限までに実績報告書の提出がない場合、補助金の交付が認められないことがあります。</li> </ul>
補助金の支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績報告書の提出後、県が審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、「『はじめよう！ながら防犯』補助金確定通知書」を送付します。</li> <li>確定通知書が届きましたら、確定額に基づき「『はじめよう！ながら防犯』補助金精算払請求書」を提出してください。予め指定いただいた口座に県から補助金をお支払します。</li> </ul>
概算払いの請求について	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金は、精算払い(後払い)が基本となりますが、団体としての財源状況が厳しく、先に補助金の交付を受けないと事業を開始できない事情がある場合には、交付決定後に「『はじめよう！ながら防犯』補助金概算払請求書」を提出してください。</li> <li>審査の結果、適当と認められるときは概算払い(先払い)を行います。</li> </ul>

## 7 Q&A

Q1

「みんなで防犯応援隊」への登録はどのタイミングで行えばよいですか？

A1

できるだけ補助金交付申請のタイミングに併せて登録申込をお願いします。  
補助金交付申請後の登録申込でも構いませんが、登録申込が確認できるまで交付決定が行えません。

Q2

「みんなで防犯応援隊」に登録している企業の従業員の有志メンバーで活動しているスポーツサークルは補助対象になりますか？

A2

企業としての交付申請は対象外となりますが、有志メンバーのサークルとして「みんなで防犯応援隊」に登録していただければ補助対象となります。

Q3

事業の着手（資器材の購入）が遅れていて、交付申請時の完了予定期日までに実施できません。期日を過ぎると補助は受けられないでしょうか？

A3

予定期日から1月以内に実績報告を提出できない場合は、変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。なお、令和5年3月31日までに完了しない場合は、補助が受けられなくなりますのでご注意ください。

Q4

「ながら防犯」に関する研修会を実施しようと思っているのですが、会場借用費や講師の謝金は補助対象になりますか？

A4

対象外になります。当補助金は「ながら防犯」活動に必要な資器材の購入費への補助のみになります。研修会等の講師謝金については県の「安全・安心まちづくりアドバイザー派遣」制度が活用できますのでHP等をご参照ください。

**Q5**

交付決定後に購入予定の物品を変更してもよいでしょうか？

**A5**

購入物品を変更する場合は、変更承認申請書（様式第4号）の提出が必要になります。ただし、数量のみの変更で県の補助額が変わらない場合は申請不要です。

**Q6**

水筒に「見守り実施中」のシールを貼って「ながら防犯」をする予定です。購入物品として、水筒とシールの2つを申請してもよいですか？

**A6**

その場合は「見守り実施中」のシールのみが補助対象となります。水筒に直接印字したものであれば、水筒で申請することができます。

**Q7**

「ながら防犯」を実施するために、有志メンバーで新たに団体を立ち上げます。新規団体のため、ホームページや活動実態がわかる資料がないのですが申請可能でしょうか？

**A7**

新規団体でも申請は可能です。既存の資料がない場合は、団体立ち上げの経緯と今後の活動スケジュールを任意の様式で作成して添付してください。

**Q8**

個人で「ながら防犯」をしたいと思っていますが補助金の申請はできますか？

**A8**

個人での補助金申請や「みんなで防犯応援隊」への登録はできません。複数人であれば「みんなで防犯応援隊」への登録が可能ですので、お知り合いの方などに声をかけていただき、皆さんで「ながら防犯」に取り組んでいただけると幸いです。